

○南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例施行規則

平成25年 3月27日

規則第 4号

(目的)

第1条 この規則は、南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例（平成25年高石市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(緑化率の最低限度に関する証明の申請)

第2条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第42条第1項又は第2項に規定する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、各階平面図、2面以上の立面図又は2面以上の断面図については、当該図書に明示すべき緑化施設がない場合は、省略することができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
各階平面図	縮尺、方位、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の断面図	縮尺、建築物の軒及びひさしの出、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す書面	緑化面積求積図及び緑化面積算出表（様式第2号）（配置図等に併記する場合は、省略することができる。）

3 市長が必要であると認める場合は、前項に規定する図書のほか、参考となる図書又は書面を添付させることができる。

4 前3項の提出書面等は、それぞれ2部ずつとする。

5 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項又は第2項に基づく届出があったときは、第1項の規定による緑化率適合証明申請書の提出があったものとみなす。この場合において、第2項の図書（当該届出の添付書類と同一又は同一の内容であるものを除く。）を添付するものとする。

6 市長は、第1項の規定による申請について条例第4条の緑化率の最低限度を満たして

いると認めるときは、緑化率適合証明書（様式第3号）を交付する。

（令4規11・一改）

（緑化施設の工事の認定の手續等）

第3条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第43条第1項の認定又は不認定は、認定・不認定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（緑化施設工事完了証明の申請）

第4条 前条の認定を受けた者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けようとする者で、緑化率適合証明申請書のとおり工事が完了したことを証する書面の交付を求める者は、緑化施設工事完了届及び証明申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条の認定を受けた者にあつては、当該提出期間を緑化施設に関する工事が完了した日から4日以内とする。

2 市長は、前項の提出があつた場合において、緑化率適合証明申請書のとおり工事が完了したと認めたときは、緑化施設工事完了証明書（様式第6号）を交付するものとする。

（緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第5条 条例第4条の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の2分の1以上は、原則として樹木にかかる面積（都市緑地法施行規則第9条第2号イに掲げる方法により算出した面積の合計をいう。）とするものとする。

（公益上必要な建築物の特例に関する許可の申請等）

第6条 条例第6条の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

3 第1項の許可又は不許可は、建築物特例許可・不許可通知書（様式第8号）により行うものとする。

（是正命令等）

第7条 条例第7条第1項の規定による違反の是正に必要な措置の命令は、緑化施設是正命令書（様式第9号）により行うものとする。

（緑化施設状況報告書）

第8条 条例第8条第1項の規定による報告は、緑化施設状況報告書（様式第10号）によるものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第8条第2項の証明書は、身分証明書（様式第11号）とする。

（緑化施設の管理の方法の基準）

第10条 条例第9条第1項の規定による緑化施設を適切に管理するための基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 適切な下草刈り、せん定、灌水、施肥、農薬の使用等を行うことにより緑化施設の良好な状態の維持管理に努めること。
- (2) 緑化施設は、枯損状態で放置しないこと。
- (3) 緑化施設の設置に当たっては、土壌の飛散、樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に十

分配慮すること。

- (4) 緑化施設の構造及び建築物等の耐荷重構造に十分配慮し、植物の生育を管理すること。
- (5) 灌水に当たっては、雨水又は空調の冷却水の活用等により水資源の有効利用に努めること。
- (6) 施肥又は農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮すること。
- (7) 道路に面して設置された緑化施設については、原則として住民に公開するよう努めること。

(緑化施設の変更の届出)

第11条 条例第9条第2項の規定による届出は、緑化施設変更届出書（様式第12号）によるものとし、当該変更の行為に着手する日の30日前までに市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる行為については、当該届出を省略することができる。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項の表中「整備する」とあるのは「変更後の」と読み替えるものとする。

(既存建築物の緑化施設の管理及び保全)

第12条 条例の施行の日より前に建築された建築物における緑化施設についても、第10条の基準に従い適切に管理し、保全に努めなければならない。

(令2規25・一改)

(施行細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第11号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月5日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

緑化率適合証明申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高石市長 宛</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟ (自署の場合押印は不要です。) 電話 ()</p> <p>南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。</p>	
1. 建築主	住所 氏名 電話 ()
2. 建築位置	
3. 行為の届出年月日	年 月 日
4. 行為の届出書受理番号	第 号
5. 敷地面積	m ²
6. 工事の種別	新築 ・ 増築
7. 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
8. 条例に規定の緑化率の最低限度	緑化率 %
受付欄	

様式第2号（第2条関係）

緑化面積算出表

緑化の区分		地上部の緑化		建築物上の緑化	
樹木	樹冠によるもの	S1a	m ²	R1a	m ²
	みなし樹冠によるもの	S1b	m ²	R1b	m ²
	植栽基盤によるもの	S1c	m ²	R1c	m ²
芝その他の地被植物		S2	m ²	R2	m ²
花壇その他これに類するもの		S3	m ²	R3	m ²
水流、池その他これに類するもの		S4	m ²	R4	m ²
緑化施設に附属する園路、土留め等		S5+R5 は（S1a～S4 及び R1a～R4 の合計）の4分の1を上限とする。			
小計		S6=S1a～S5 の合計	m ²	R6=R1a～R5 の合計	m ²
壁面緑化				W	m ²
緑化面積		A=S6+R6+W			m ²
緑化率		緑化面積 A/敷地面積×100			%

※ 緑化施設の面積については都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算して下さい。

※ 緑化面積、緑化率は小数点以下3桁を切り捨て小数点以下2桁までで算出して下さい。

※ 緑化面積の2分の1以上を樹木(S1a, S1b, S1cの合計)としてください。

様式第3号（第2条関係）

緑化率適合証明書

第 号
年 月 日

申請者 様

高石市長 ㊟

緑化率適合証明申請書に記載の計画が、南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例に適合していることを証します。

1. 申請年月日	年 月 日
2. 建築主	住所 氏名 電話 ()
3. 建築位置	
4. 行為の届出年月日	年 月 日
5. 行為の届出書受理番号	第 号
6. 敷地面積	m ²
7. 工事の種別	新築 ・ 増築
8. 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
9. 条例に規定の緑化率の最低限度	緑化率 %

様式第4号（第3条関係）

認定・不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

高石市長 ㊟

次の建築物について、都市緑地法第43条第1項の規定により緑化施設に係る工事が完了できない旨を（認定・不認定）したことを通知します。

1. 申請年月日	年 月 日	
2. 建築場所		
3. 建築主	住所 氏名	
4. 敷地面積	m ²	
5. 建築物の工事種別	新築 ・ 増築	
6. 確認番号	第 号	
7. 緑化施設	緑化率	%
	整備済みの緑化施設の面積	m ²
	未整備の緑化施設の面積	m ²
8. 整備	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
9. 不認定の場合の理由		

※ 整備が完了した日から4日以内に緑化施設工事完了届及び証明申請書を提出してください。

様式第5号（第4条関係）

緑化施設工事完了届及び証明申請書

高石市長 宛	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 ㊟ （自署の場合押印は不要です。） 電 話 （ ）	
次の建築物に係る緑化施設について工事が完了しましたので、南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により提出します。	
1. 認定申請年月日	年 月 日
2. 認定番号	第 号
3. 建築主	氏名 住所 電話 （ ）
4. 建築位置	
5. 工事の種別	新築 ・ 増築
6. 敷地面積	m ²
7. 建築物の緑化率	緑化面積 m ²
	緑化率 %
8. 工事完了日	年 月 日
受 付 欄	

※ 2の欄については、都市緑地法第43条第1項の認定を受けていた場合のみ記入して下さい。

様式第6号（第4条関係）

緑化施設工事完了証明書

第 号
年 月 日

申請者 様

高石市長 ㊟

下記の建築物については、緑化率適合証明申請書に記載の計画のとおり工事が完了したことを証明します。

1. 緑化率適合証明書 交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2. 建築主	氏名 住所 電話 ()
3. 建築位置	
4. 工事の種別	新築 ・ 増築
5. 敷地面積	m ²
6. 建築物の緑化率	緑化面積 m ²
	緑化率 %
7. 工事完了日	年 月 日

様式第7号（第6条関係）

建築物特例許可申請書

高石市長 宛		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 (印) (自署の場合押印は不要です。) 電 話 ()		
南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第6条の規定により申請します。		
1. 建築主	住所 氏名 電話 ()	
2. 代理者	住所 氏名 電話 ()	
3. 設計者	住所 氏名 電話 ()	
4. 敷地の位置		
5. 用途地域		
6. 主要用途		
7. 工事の種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ その他 ()	

	申請部分	申請以外の部分	合計
8. 敷地面積	m ²	m ²	m ²
9. 建築面積	m ²	m ²	m ²
10. 延べ面積 (容積率対象面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
11. 建築物の階数			
12. 建築物の構造			
13. 許可を要する理由			
※受付欄	※備考欄		

(注意) ※のある欄は、記入しないでください。

様式第8号（第6条関係）

建築物特例許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

高石市長 ㊟

建築物特例許可申請書に記載の計画について、南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第6条の規定により次のとおり（許可 ・ 不許可）と決定したので通知します。

1. 申請年月日	年 月 日
2. 建築場所	
3. 建築物の概要	
4. 許可の場合は条件、 不許可の場合はその理由	

様式第9号（第7条関係）

緑化施設是正命令書

年 月 日

様

高石市長 ㊟

南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第7条第1項の規定により次の建築物に係る緑化施設の是正を命じます。

1. 建築物の名称	
2. 建築物の位置	
3. 建築主又は管理者	住所 氏名
4. 改善すべき内容	
5. 是正期限	年 月 日

※ 是正後1週間以内にご連絡ください。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高石市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高石市を被告として(訴訟において高石市を代表する者は高石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 10 号（第 8 条関係）

緑化施設状況報告書

年 月 日	
高石市長 宛	
申請者 住 所 氏 名 ㊟ (自署の場合押印は不要です。) 電 話 ()	
南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により 年 月 日現在の緑化施設の状況を報告します。	
1. 建築物の名称	
2. 建築物の位置	
3. 管理者	住所 氏名 電話番号 ()
4. 緑化施設の状況	

様式第 11 号（第 9 条関係）

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
氏 名	
生年月日	
職 名	
この証明書を携帯する者は、南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第 8 条の規定により立ち入り調査をすることができるものであることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
高石市長 ⑩	

（裏面）

南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の
区域内における緑化率の最低限度等に関する条例（抜粋）

（報告及び立入検査）

第 8 条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又は本市の職員に建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

緑化施設変更届出書

高石市長 宛		年 月 日
申請者		
住所		
氏名		Ⓜ
(自署の場合押印は不要です。)		
電話		()
南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度等に関する条例第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。		
1. 行為の届出書又は緑化率適合証明書交付年月日	年 月 日	
2. 緑化率適合証明書番号	第 号	
3. 緑化施設工事完了証明申請年月日	年 月 日	
4. 建築位置		
5. 建築物の用途		
6. 変更の内容		
7. 変更理由		

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第7条関係)

(平28規17・一改)

様式第10号 (第8条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第11条関係)